

岩手県監査委員告示第10号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第33号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年2月5日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 県北広域振興局保健福祉環境部
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成24年6月19日
 - (2) 本監査実施日 平成24年7月31日
- 3 監査結果の公表の日 平成24年9月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生活保護費返還金の徴収に当たり、調定すべき日から著しく遅れて調定しているものが2件、56,018円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	生活保護費返還金の徴収については、生活保護費返還金等の該当者を網羅した「生活保護費返還金等収納事務進行管理表」を作成し、当該管理表によって返還金の決定、収入調定及び収納事務の進行管理を共有し、相互のチェック体制を構築することにより再発防止に努めることとした。